

## 資料—43 災害時相互応援に関する協定

(愛媛県四国中央市・和歌山県新宮市・福岡県新宮町)

### 災害時相互応援に関する協定

災害時における相互応援に関して、市町合併前の旧兵庫県新宮町、旧愛媛県新宮村、旧和歌山県新宮市及び福岡県新宮町が、平成10年9月1日開催の新宮サミットにおいて締結した「新宮サミット災害時応援協定」について、市町合併後の兵庫県たつの市、愛媛県四国中央市、和歌山県新宮市及び福岡県新宮町（以下「協定市町」という。）が、その趣旨を引き継ぎ、以下のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、協定市町に災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、協定市町は相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することに関し必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請しようとする協定市町（以下「被災市町」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第9条に定める連絡担当部局を通じて、電信、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援集結場所及びその経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援しようとする協定市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

(大規模災害時の自主的応援活動)

第6条 地震等の大規模な災害時において、通信途絶等により被災市町から第4条の規定による要請がないときは、応援市町は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市町は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をする事が望ましいと判断するときは、要請を待たずに、自主的に必要な応援体制等を編成し、応援活動を実施するものとする。

(住民ボランティアへの支援等)

第7条 応援市町は、被災市町でのボランティア活動を希望する住民に対し、情報を提供する等その活動を支援するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、別に定めるところにより被災市町又は応援市町が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第9条 あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報交換)

第10条 この協定に基づく応援が行われるよう、毎年1回、前条に定める連絡担当部局その他必要な情報を相互に交換し、災害時に備えるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定市町は記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年1月29日

兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

たつの市長 栗原 一

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市長 篠原 実

和歌山県新宮市春日1番1号

新宮市長 田岡 実千年

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1丁目1番1号

新宮町長 長崎 武利

## 災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第11条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 協定第8条に掲げる応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、応援を要請しようとする協定市町（以下「被災市町」という。）は、次の各号に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 協定第3条第1号及び第2号に掲げる経費のうち、購入費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
- (2) 協定第3条第3号に掲げる経費のうち、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
- (3) 協定第3条第4号に掲げる応援（以下「応援業務」という。）に要する経費のうち、応援しようとする協定市町（以下「応援市町」という。）の職員に関する規定により算出した旅費及び諸手当の範囲内の額

2 次の各号に掲げる経費については、応援市町がその経費を負担するものとする。

- (1) 応援市町の応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
- (2) 協定第3条第4号に掲げる経費のうち、前項第3号に掲げる以外の給与

3 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、被災市町への往復の途中において生じたものについては、応援市町が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、被災市町と応援市町との間で協議して定める。

5 協定第3条第5号に要する経費については、被災市町と応援市町との間で協議して定める。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市町の首長名による請求書（関係書類添付）により、第5条に規定する連絡責任者を經由して被災市町の首長に対して行うものとする。

(自主的応援活動に要する経費の負担及び請求)

第4条 協定第6条第2項に定める自主的応援活動を実施した場合においては、応援の要請があったものとみなし、経費の負担及び請求については、前2条の規定を準用する。ただし、応援市町が負担しようとする場合は、その限りでない。

(連絡責任者)

第5条 相互応援のための連絡責任者を次のとおり定める。

- (1) 兵庫県たつの市総務部危機管理課長

- (2) 愛媛県四国中央市消防本部安全・危機管理課長
- (3) 和歌山県新宮市総務部防災対策課長
- (4) 福岡県新宮町地域協働課長

2 連絡責任者及び代理者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に交換するものとする。

(応援職員)

第6条 応援職員は、応援市町名を表示した腕章等により、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

(宿舎のあっせん等)

第7条 被災市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(その他)

第8条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書4通を作成し、協定市町は記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年1月29日

兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1  
たつの市長 栗原 一

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号  
四国中央市長 篠原 実

和歌山県新宮市春日1番1号  
新宮市長 田岡 実千年

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1丁目1番1号  
新宮町長 長崎 武利